

認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 松山市長

申告者

住所

ふりがな

氏 名
又は名称

電話 () —

地方税法附則第15条の7第1項又は第2項の規定の適用を受けるため、松山市市税賦課徴収条例附則第12条の3第1項に基づき申告します。

また、本住宅に対する固定資産税の軽減の審査にあたり、長期優良住宅に関する届出及び取消し等の照会を、資産税課から業務担当課に対し行うことに同意します。

減額を受けようとする家屋				
納税義務者	☐ 同上（上記の申告者と同じ場合は、チェックを入れてください）			
	住 所			
	氏名又は名称			
	個人番号 又は法人番号	⇒個人番号は左1マス空けて記載 		(右詰で記載)
家屋の所在地	松山市			
家 屋 番 号 (登記がある場合のみ)		種 類 (用 途)		
建 築 年 月 日	年 月 日	構 造 (該当するものを○で囲む)	木造 ・ 鉄骨造 ・ 軽量鉄骨造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ その他 ()	
居住の用に 供した年月日	年 月 日	床 面 積	㎡	
(登記物件の場合) 登 記 年 月 日	年 月 日	住 宅 面 積	㎡	
(共有所有の場合は、該当する ☐ にチェック) ☐ この申告について共有所有者全員が同意している。 ☐ 左記以外 ()				
備 考	(※新築した年の翌年の1月31日までに申告できなかった場合は、その理由を記入してください。)			

※添付書類については裏面参照

担当者

【 添付書類 】

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）
第6条、第9条、第15条に規定する通知書の写し

【 マイナンバー制度について 】

マイナンバー制度により、「個人番号」「法人番号」が必要となります。個人番号の場合、通知カード等による番号確認と、運転免許証等による本人確認をすることが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条で規定されていますので、ご協力をお願いします。

なお、郵送の場合は、通知カードの写し及び運転免許証等の写し 又は 個人番号カードの写しを同封してください。

【問い合わせ先】

〒790－8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市役所 理財部 資産税課 家屋担当
電話（089）948－6319 ・ 948-6321 ・ 948-6323